(経済産業省)

		(A)
制	度名	沖縄の国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)における特例措置の創設
税	目	法人税
要望	を迎え 価値 め、同 文化観	振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)が平成 24 年 3 月 31 日に期限ることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るた法に基づく観光振興地域を、国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・光振興地域(仮称)に分割することとし、各地域に観光関連施設を新・た場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進す
の内	観光関文化施ションる。)	措置の内容】 連施設(一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養 設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設(スポーツ・レクリエー ・施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限 )の新・増設に係る投資税額控除(法人税) 施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。
容	20%限 の緩和	
		府、経済産業省及び国土交通   平年度の減収見込額   ▲62 百万円 同要望>
新	(1) 政	策目的
設		人観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた 業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の更なる発展を目指す。
		未の一層の振興により、沖縄の自立型経済の更なる発展を目指す。 策の必要性
拡	沖縄	の観光産業については、沖縄県の県外受取に占める観光収入の割合が
充	が、近	(平成 20 年度)を占めるなど沖縄県のリーディング産業となっている 年、入域観光客数や観光収入が伸び悩んでおり、外国人観光客の誘客、 高付加価値化等が課題となっている。
又		ため、入域観光客数のわずか 4.9% (平成 22 年度) に留まっている外国
は	人観光設の整	客の拡大に向け、外国人観光客のニーズを満たす世界水準の観光関連施備や、経済波及効果が高い大規模な国際会議・イベント・展示会、今後れるウェルネスツーリズムなどの需要を取り込めるよう、集会施設・休
延	期待さ  養施設	れるウェルネスツーリズムなどの需要を取り込めるよう、集会施設・休 等と一体となった宿泊施設の整備等を図ることが重要となっている。
長		、観光客流入による自然や環境への影響を抑え、沖縄の魅力的な自然・活かしたエコツーリズムや体験・滞在型観光など、観光資源の保全と利
を		おかしたエコラーリスム や体験・滞在空観光など、観光貞源の保主と利立も求められている。
必		のことから、沖縄の魅力的な海洋性リゾート地や独特の自然・文化とい 縄の特性を最大限に発揮できるような投資のインセンティブを通じて観
要		を図ることが必要。
ع		
す		
る		
理		
由		

	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	・【政策】 1. 経済成長
		政 策 の 達成目標	・入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞 在日数の増加
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間
今回の要望		同上の期間 中 の 達 成 目 標	・入域観光客数:約780万人、観光収入:約7,000億円、1人当たりの観光消費額:85,000円、平均滞在日数:4.28日 <参考> 次期法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%達成(対平成22年度実績比)を目指すもの。 ・入域観光客数:1,000万人、観光収入:1兆円、1人当たりの観光消費額:10万円、平均滞在日数:4.78日
に関		政策目標の 達 成 状 況	平成 22 年度の実績 ・入域観光客数:572 万人(うち外国人観光客数:28 万人) ・観光収入:4,033 億円 ・観光客一人当たりの県内消費額:70,536 円 ・平均滞在日数:3.78 日
連 す		要 望 の 措 置 の 適用見込み	5施設/年
る事項	有効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	入域観光客数、観光収入、観光客の平均滞在日数の増加を通じて、地元雇用の拡大、立地企業からの税収増、観光メニュの高度化、観光客増加による観光資源への負荷の緩和等の効果が見込まれるほか、特例措置の対象に外国人観光客への対応に別環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の的は、観光関連施設の対していくには、質の高いサービスの観光地としての地位を強化していくには、質の高いサービスの提供、観光客の利便性の向上が求められおり、上記の効果発生に資するため、沖縄において観光の高付加価値拠点を整備に向けた、投資に係るインセンティブが必要。
	相	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	地方税 ・事業所税の資産割の課税標準の特例(5年間) ・特別土地保有税の非課税
	性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一 課税に対する地方交付税による減収補てん措置(5年間)

	1 =	
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	沖縄県及び市町村による減税措置とあいまって、初期投資の リスクを軽減する多面的な支援措置により、インセンティブの 効果を上げる。
	要望の措置の 妥 当 性	観光産業の振興に当たっては、民間の創意を活用することが極めて重要であるが、他方、観光産業は気象や社会情勢の変動など外的要因の影響を受けやすく、不安定であることが課題。こうした中、本制度は、①民間の創意を活かした投資を促進するものであること、②リスクが大きい初期投資を低減て、中期的な優遇を保証するものであることから、最低限のコストで財的な優遇を保証するものとなっている。加えて、特例措置の対象に外国人観光客への対応であることにより、観光関連施設の外国人対象に外国人観光客を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的な観光資源の利用に向けた自発的な取組にできるものとなっている。以上のことから、本措置は妥当。
- これまでの租税	租税特別 措 置 の 適用実績	現行観光振興地域における租税特別措置の適用実績(法人税) (平成 14 年度~22 年度) ・施設数: 2 ・減収額: 164 百万円 【参考】地方税軽減措置の適用実績(事業税、不動産取得税、 固定資産税)(平成 14 年度~22 年度) ・施設数: 5 ・減収額: 1, 418 百万円
の租税特別措置の適用	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	現行観光振興地域における租税特別措置により、観光振興地域における観光関連施設の整備が促進され、入域観光客数及び 観光収入の増加に寄与。
円実績と効果に	前回要望時 の達成目標	現行観光振興地域における租税特別措置の延長要望時(平成 18 年8月末) 平成 23 年度目標 ・入域観光客数:650 万人、観光収入:7,085 億円 (「第3次沖縄県観光振興計画(変更前)」)
の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	平成 20 年には、入域観光客数 605 万人、観光収入 4,365 億円と、いずれも過去最高を記録したものの、その後の世界同時不況の影響により落ち込み、また本年3月の東日本大震災の発生により、今後も厳しい状況が続くと予想される。
これまでの 要 望 経 緯		・現行観光振興地域における租税特別措置の経緯 平成 10 年 4 月 制度創設 平成 14 年 4 月 地域指定要件、対象施設要件の緩和 平成 19 年 4 月 制度の延長及び対象施設の拡充